

新たな労使関係構築検討会議運営規則

(会議の運営)

第1条 新たな労使関係構築検討会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(審議の内容等の公表)

第2条 農林水産省大臣官房秘書課長（以下「秘書課長」という。）は、会議における審議の内容等を会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により公表する。

(議事要旨)

第3条 秘書課長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第4条 秘書課長は、当該会議の議事録を作成し、一定期間を経過した後、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録の公表が重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、秘書課長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(幹事会)

第5条 会議の下に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 秘書課長は、事案により関係者を幹事会に参画させることができる。

3 幹事会の議事の手続その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に関する規定を準用することとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、秘書課長が定める。

新たな労使関係構築検討会議における情報の公開等に係る運営細則

(審議の内容等の公表等)

第1条 運営規則第2条に規定する審議の内容等の公表において会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

2 運営規則第2条及び前項の規定により審議の内容等を公表する際は、会議において配布された資料も併せて公表する。

3 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、秘書課長が会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

(議事録の公表)

第2条 運営規則第4条に規定する一定期間は、1年間とする。

(公表方法)

第3条 第1条及び第2条に規定する資料、議事要旨及び議事録の公表に当たっては、農林水産省において一般の閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページに掲載する。